

国土交通大臣
扇 千景 殿

平成15年5月30日
総合規制改革会議
議長 宮内義彦

資料等提出依頼

5月13日に開催された第7回総合規制改革会議アクションプラン実行ワーキンググループにおいて、当会議の委員、専門委員から貴省に対し依頼致しました事項等について、総合規制改革会議令第5条第1項に基づき、下記のとおり、資料、データ等の提出をお願い致します。

提出期限： 6月4日（水） 12：00

原則として、提出された資料等については、ホームページ等において公開させていただきます。なお、期限までに提出が困難な場合は、その理由及び提出可能な時期についても御回答願います。また、期限までに提出が困難な場合または提出がなかった場合は、その事実及びその理由も公開させていただきます。

記

1. 当日のワーキンググループにおいて、貴省から、「都心居住を促進するつもりであり、実体等をみながら検討を加えていきたい」旨のご発言があったが、「建築確認による住宅容積率緩和制度」において、事務所部分が基準容積率を満たす限り、混合用途ビルにも1.5倍の容積率を認めるための政令改定を行う計画があるか、あるとすればその時期についても、ご教示頂きたい。なお、当該計画がないとすれば、その理由もご教示頂きたい。

また、「用途別容積型地区計画等の制度」に関して「運用を総ざらいして、技術的助言を整理する。運用の改善を図る」旨のご発言があったが、本件についても、運用改善の時期、改善の方向性及び内容等について、具体的にご教示頂きたい。

2. 上の2つの制度において、混合用途ビルにも1.5倍の容積率を認める場合、事務所部分の容積率が基準容積率を下回る部分は、例えば特例容積率適用区域制度で指定された区域内に移転を可能とすべきだと考えるが、そのよ

うな制度改正の可能性について、また、仮に当該改正が出来ない場合はその理由についてご教示いただきたい。

3. 都心における「混合用途地域」の創設の検討等については、「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）において「平成15年度以降検討」とされているが、現時点において貴省が想定している検討のスケジュールと結論が見込まれる予定時期、あるいは仮に当該時期が具体化できない場合にはその理由や考慮すべき事情等について、具体的にご教示頂きたい。

なお、「混合用途地域」における4ha以上の再開発地域では、住居用ビル等につき、容積率を完全自由化するべきだと考えるが、そのような制度改正の可能性について、また仮に当該改正が出来ない場合には、その根拠を示す実証研究（都心の居住用ビルとインフラ負荷に関するもの）をご教示願いたい。

また、当日のワーキンググループにおいて、当方より「需要創出や経済活性化等の観点から検討を一層前倒しされたい」旨の発言を行ったが、この点について貴省の見解をご教示頂きたい。

以上

なお、この他にも追加依頼、回答を踏まえた再依頼など有り得ることをお含みおき下さい。

【参考】総合規制改革会議令（平成13年3月30日政令第87号）（抜粋）

第5条（資料の提出等の要求）

会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとして申出があったときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。